

## 第1号様式（第3関係）

### 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

#### 1 開催日時

令和2年2月4日（火）

午後3時から午後3時40分まで

#### 2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

#### 3 出席者

委員：安藤 茂市（前尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）  
岡島 敬司（元区長）  
河村 君枝（豊山町心身障害者福祉協会 役員）  
櫻川 龍士（中日信用金庫 名古屋空港前支店 支店長）  
中村百合子（とよやま女性の会 会長）  
坂野 慎（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）  
山田 敏文（豊山町商工会 会長）  
吉田 晴己（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

事務局：服部 正樹（町長）  
小川 徹也（総務部長）  
鈴木 雅之（総務課長）  
林 真吾（総務・人事係長）  
荒尾 竜也（総務・人事係主任）

#### 4 欠席者

委員：小坂 芳則（セントライ青果株式会社 代表取締役社長）  
小塚美知子（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部  
豊山グループ長）

#### 5 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 特別職の報酬等について

## 6 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和元年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表  
(平成31年4月1日現在)
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和元年度見込み）

## 7 議事内容

総務課長	<p>みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様にご挨拶の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、自席にてお渡しさせていただきますので、順次、お受け取りいただきますよう、お願い申し上げます。</p>
	(辞令伝達)
総務課長	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>安藤委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>服部町長でございます。(以下、順に自己紹介)</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、町長からご挨拶を申し上げます。</p>
町長	<p>平素は、町行政の推進につきまして、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けていただきまして、重ねて御礼申し上げます。</p>

	<p>さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額は、本審議会の答申に基づきまして、平成27年度から引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用させていただいております。</p> <p>本日の諮問は、令和元年の人事院勧告における給与改定率、近隣市町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、現行と同額とする案とさせていただきます。</p> <p>本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただき、最終的な答申をいただければと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分に検討させていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞ、本日は、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の配付物として、次第1枚、委員名簿が1枚ございます。事前にお渡ししました審議会条例が1枚、また、資料1から資料4までをまとめたものが1部ございます。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございます。他言はご遠慮いただきますよう、重ねてお願ひ申し上げます。</p> <p>それではここで、担当から審議会条例の概要を、ご説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p>

	<p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>
総務課長	<p>次に議題にはいります。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただ今の出席委員は、10名中8名でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。</p>
A 委員	B委員を会長をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	ただいま、B委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
B 会長	ただいま会長に選出されました、Bでございます。本日の審議会におきまして、公正かつ円滑な議事進行に、皆様のご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、町長からB会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書をお渡しします。</p>
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p>&lt;諮問内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について(諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について 現行と同額とする。 (現行の月額)</p>

	町 長 給料月額 829,000円 副町長 給料月額 685,000円 教育長 給料月額 645,000円 議 長 報酬月額 377,000円 副議長 報酬月額 302,000円 常任委員会委員長 報酬月額 292,000円 議 員 報酬月額 282,000円
総務課長	ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につきまして、担当からご説明申し上げます。
事務局	諮問案につきましては、現行と同額とさせていただきます。理由につきましては、次の3点になります。 1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映です。 令和元年の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため0.09%増額改定するという内容になっております。 詳しくは、後ほどご説明いたします。 2点目は、近隣自治体における改定状況です。 諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認しました。その結果、8団体から「据置」、1団体から「一部増額」という回答をいただいております。 3点目は、本町における過去の改定状況です。 昨年度の審議会では、諮問どおり、据置という内容の答申をいただいております。理由としましては、増額改定となりました、平成30年人事院勧告の給与改定率の反映につきまして、近隣市町の多くが改定を見送っていたことであります。 以上3点を踏まえ、本諮問案は、現行と同額とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
総務課長	ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。
	(町長退席)
総務課長	それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じます。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。
B 会長	それでは、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

	まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。														
事務局	<p>資料のご説明の前に、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法律で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与格差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が改定され、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、審議会条例に基づき、本審議会でご委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上の表をご覧ください。令和元年の一般職の給料改定率は、プラス0.09%でした。</p> <p>続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、</p> <table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>でございます。</p> <p>現行月額に、令和元年の給料改定率及び過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から平成30年までの給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中にごございます、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日と</p>	町長	829,000円	副町長	685,000円	教育長	645,000円	議長	377,000円	副議長	302,000円	常任委員会委員長	292,000円	議員	282,000円
町長	829,000円														
副町長	685,000円														
教育長	645,000円														
議長	377,000円														
副議長	302,000円														
常任委員会委員長	292,000円														
議員	282,000円														

	<p>なっております。</p> <p>次に資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がございます。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、平成31年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。</p> <p>町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。</p> <p>副町長では34,000円、教育長では19,000円、議長では15,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長では14,000円、議員では10,000円の差があります。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の令和元年度年収額の一覧表でございます。</p> <p>令和元年の人事院勧告では、一般職の勤勉手当の支給率が0.05月引き上げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じて、0.05月の引き上げとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても、令和元年11月の臨時議会において、一般職の勤勉手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き上げる条例改正を行っております。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
B 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご質問、ご意見ございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>
A 委 員	<p>資料の説明で、事務局で近隣市町を調査したときに、多くの市町は据置でしたが、1つだけ増額と聞きました。その理由はわかりますか。</p>
B 会 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>お答えさせていただきます。調査した9団体のうち、8団体が据置で、1団体、東郷町が一部増額との回答でした。内容につきましては、議員のみ増額であり、町長始めその他の職につきましては、据置でした。議員を増額した理由としましては、近隣市町との権衡を考慮し、増額したとのことでした。</p>
B 会 長	<p>他に、ご意見ご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。</p>

A 委員	<p>人事院勧告を参考に金額を検討されるとのことで、令和元年度は0.09%引き上げられているとのことですが、過去の結果からいうと、現行の額に率をプラスしても現行の給与が上回っているから据置という理解でよろしかったですか。</p>
事務局	<p>資料1の参考月額算出の仕方について、ご説明させていただきます。資料1の上の表に、平成26年度から令和元年度までの国家公務員一般職の給料改定率を記載しております。町長の現行月額829,000円に、今まで反映が見送られました平成26年度から令和元年度までの改定率全てを掛けさせていただきますと、820,738円という金額になります。</p> <p>その結果、A委員がおっしゃられたように、現行の月額に対しまして、8,262円の減額となりますけれども、過去のご審議の結果等を踏まえまして、今回も据置という案にさせていただきます。</p>
A 委員	<p>平成24年から7年近く数字が変わらずきているということですね。人事院の勧告はあるけれども、町独自に、額を決定することはいけないことではないわけですね。</p>
事務局	<p>はい。お示ししましたのはあくまで案でありまして、本審議会で委員の皆様を決めていただきます。</p>
A 委員	<p>かといって、町の財政が厳しいときには上げるわけにもいかないと思いますけれども、今、町の歳入としては順調でしょうか。</p>
事務局	<p>予算の話ですので、私からお話させていただきます。町の財政状況としましては、ここ数年、一時期と比較しますと、安定しているという状況でございます。しかし、空港機能移転前の財政状況を上回ったというのはここ1、2年前のことです。そういった状況もございまして、この状況が安定していると判断するのは、まだ時期尚早でございますので、もうしばらく様子を見ていきたいと思っております。</p>
A 委員	<p>歳入の起債の額は増えているのですか。前と変わらない状況ですか。</p>
事務局	<p>起債は多少増えている状況です。ただ、今後公共施設等の整備を何十年かけてしなければならないという事業も控えております。総合的な観点から検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、起債だけでなかなか結論は出せないところであると考えております。</p>
B 会長	<p>他の方から、ご意見ご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。</p>



B 会 長	よろしいでしょうか。ご意見の方もないということですので、本審議会といたしましては、特別職の報酬等につきましては、諮問のとおり答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。																					
委 員	(異議なしの声)																					
B 会 長	ありがとうございます。それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思っておりますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきますようお願いいたします。																					
	(答申書作成)																					
	(町長再出席)																					
B 会 長	おまたせしました。それでは、会議を再開させていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。																					
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。																					
B 会 長	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p>&lt;答申内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)</p> <p>令和2年2月4日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>給料月額</td> <td>8 2 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>6 8 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>6 4 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 7 7, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 0 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>2 9 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>報酬月額</td> <td>2 8 2, 0 0 0 円</td> </tr> </table> <p>以上でございます。</p> <p>令和2年2月4日 豊山町特別職報酬等審議会会長 B</p>	町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円	副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円	教育長	給料月額	6 4 5, 0 0 0 円	議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円	副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円	常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円	議 員	報酬月額	2 8 2, 0 0 0 円
町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円																				
副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円																				
教育長	給料月額	6 4 5, 0 0 0 円																				
議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円																				
副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円																				
常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円																				
議 員	報酬月額	2 8 2, 0 0 0 円																				

町 長	ありがとうございます。
B 会 長	それでは、その他にはありますが、事務局から、何かありますか。
事 務 局	特にございません。
B 会 長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
委 員	(特になし)
B 会 長	これで、本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
総務課長	大変長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。 本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。 ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。
町 長	皆様、大変長い間、ありがとうございました。本日は特別職報酬等審議会のご審議と答申をいただくことができまして、誠にありがとうございます。今後も、豊山町政をしっかりと推進していくべく、ここにおります職員とともに頑張っていきたいと思っております。今後とも皆様方のご協力とお力添えをお願いさせていただきます。お礼の言葉とさせていただきます。本日は誠に、ありがとうございました。
総務課長	それでは最後になりますが、本日の会議における報酬をお支払いしたいと思っておりますので、しばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願いいたします。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。